

第3回「デジタル経済下における国際課税研究会」 議事要旨

○日時：2021年5月14日 15:00-18:00

○場所：オンライン会議（Teams 利用）

○出席者（五十音順、敬称略）

・委員等

青山慶二委員、岩根秀禎委員、太田洋委員、岡村忠生委員、栗原正明委員、清水要委員、鈴木将覚委員、竹中英道委員、田近栄治座長、谷淳一委員、日置圭介委員、溝口史子委員、山岸哲也委員、吉村政穂委員

・ゲスト講師

渡辺 徹也（早稲田大学法学学術院 教授）
佐藤 元彦（新経済連盟事務局 国際部長）

・ゲスト企業

Rhett Charles, Shaver（アマゾンジャパン合同会社 国際税務部ディレクター）
小川 由里子（アマゾンジャパン合同会社 国際税務部シニアマネージャー）
Andrew Ure（グーグルアジア太平洋 日本・公共政策責任者）
岸谷 美穂（Zホールディングス株式会社 GCTSO 部 執行役員付参事）

・オブザーバー

（経済団体）

一般社団法人日本経済団体連合会 小畑良晴経済基盤本部長、一般社団法人日本貿易会
藤井正之政策業務第一グループ長

（関係省庁）

財務省主税局参事官室 藤井大輔参事官、国税庁調査査察部調査課 井澤伸晃国際調査管理官

・経済産業省

経済産業省貿易経済協力局 飯田陽一局長、岩永正嗣大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）、木尾修文投資促進課長

○議事要旨

【開会】

（木尾課長より簡潔に挨拶及び事務連絡）

【講師紹介】

(田近座長よりゲスト講師及びゲスト企業の紹介)

【事務局資料説明】

(木尾課長より事務局資料に沿って説明)

【ゲスト講師からのご講演及び質疑応答】

(渡辺様及び佐藤様よりご講演、その後、質疑応答)

【ゲスト企業からのヒアリング及び質疑応答】

(各ゲスト企業よりご説明、その後、質疑応答)

【研究会委員等による意見交換】

○テーマ：国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について

- ・ ロケーション・スペシフィック・レントという言葉が出てきているが、レントというのは基本的には利益であり、所得であるため、もし既存の法人税がきちんと働いているのであれば当然課税の対象になる。もし課税できないとすれば、現在の法人税がうまくいっていないということだろうと思う。B E P S問題を完全には対応できていないところがあり、例えば第1の柱では、連結利益から始めるといったことや、P Eがなくても市場国に税源を分配するということが基本になっており、これがうまくいけば、法人税というものがもう一度再生することができるのではないか。さらにその先の議論として、仕向地主義のキャッシュフロータックスまでを含めた法人税改革を考えるかどうかという点について、ここまで視野を広げて、法人税の再生を考えてみるという方向が考えられるのではないか。
- ・ 国連では源泉徴収税の1つとしてデジタルサービスを考えており、従来のモデル条約の中でこういうものを考えている。これをD S Tと呼ぶかどうかは別の話だが、こうした従来の所得課税の枠内に収めて、何とか国際協調を取っていくようなやり方もあるのではないか。
- ・ 執行面として、対消費者の売上をP Eがない企業について課税当局がどこまで把握できるかという問題がある。欧州と比べて、我が国はまだ数年先にやっとインボイスが入ってくるという状況の中で、いきなりD S Tが消費税的に入ってきたときに、執行当局も納税者側も色々な問題が出てくるのではないか。
- ・ 議論の位置づけについて、Pillar 1の合意との関係で、今どういうフェーズにあるかということ意識して議論する必要がある。もし合意成立の可能性が高い、そのための暫定的な措置としてD S Tを考えるのであれば、Pillar 1のブループリントで既に明らかにされているソーシングルールを使って、自国での課税権との対応関係を考えていくことで企業の負担を減らすことも選択肢になってくる。また、合意が成立した後になってくるのであれば、Pillar 1の合意が成立した後にD S Tとはどのような位

置づけ、こういった存在意義を与えるべきなのかは考えなければいけないので、Pillar 1 の合意との関係でどう位置づけるかは無視できないファクターなのではないか。

- ・ 日本企業に対するD S Tの影響を考えると、日本のプラットフォームで海外展開を大々的にしているところはないが、D S Tの課税対象を見ると、データトランスファーが含まれており、日本の自動車業界等の製造業がI o Tの流れで膨大なデータを保存して収集するようになっており、そういったものを移転したときに、日本企業もD S Tの課税対象になり得るのではないかと危惧している。
- ・ 現在、日本の消費税制度の免税事業者制度は海外の事業者にも適用しており、原則的に基準期間が2年前であるため、どんなに大きな企業でも、日本における基準期間に課税売上げが2年前にないと、2年間は免税事業者の恩恵を受けられてしまうという問題があり、この足の速い御時世に、海外企業が国内で2年間免税販売ができることは非常に大きな問題だと思っている。電気通信利用役務の特例制度で、電気通信利用役務も国内消費者に対して提供する場合も同様である。また、いわゆるマーケットプレイスを通じた資産の譲渡をする場合、日本の消費税制度は、輸入消費税の仕入れ税額控除権を処分権者に限定しておらず、輸入名義人であれば控除ができてしまうので、例えばマーケットプレイス上での販売者が免税事業者で、その会社が国内にサービス会社を有していて、その会社が輸入名義人になる場合は、そのサービス会社のほうで輸入消費税の控除が取れてしまうため、2年間免税で販売が可能ということになる。かつ、日本は益税を許しているので、免税で売りさばかれるだけではなく、国として益税を国外の販売者に、ある意味、寄附しているような状況も考えられる。2年間、販売額の10%の税金を放棄しているような形になっているため、まずはそこから改正が必要ではないか。
- ・ 付加価値税、消費税でD S Tが代替できないかという議論については、D S Tでメインの課税サービスとなっているデータ販売や広告収入は、付加価値税、消費税上はB to Bの役務になるので、仕入税額控除が認められる限り、国庫に税収は残らないという仕組みになるので、そこの仕入税額控除を否認する措置を併せて取らない限り、D S Tというのは、V A T、消費税では補えない税収の穴を埋めるために各国が考えてきた措置だと理解している。
- ・ D S Tについて、取った税金をどう使うかは非常に重要ではないか。D Xだけでなく、カーボンニュートラルへの支援も含めて、前向きな投資に使われることが重要。
- ・ インド平衡税のように、デジタル経済に限定しない課税がだんだん始まってきており、一定の国際ルールを決めて、D S Tを入れるにしても、何らかの縛りを入れておかないと収拾がつかなくなるのではないか。
- ・ 税金もコンプライアンスコストもコストに変わりなく、企業としてはトータルで判断したいので、考慮していただきたい。

- ・ 利益Aは、ALPとPE帰属所得という伝統的な考えにプラスアルファで、両方併存する形で入ってくるが、日本の課税環境というのは、例えばAPAや実際の課税にしても、既にCFBについては取り込んで執行されてきたのではないか。
- ・ 例えばアジアに進出している日本企業は、インドや中国等で、例えばブランド価値などについて、既に歴史的に色々な課税の洗礼を受けてきており、各国とのAPAや課税の中で、既に解決されてきたものがあることを考えると、利益Aについては簡素で分かりやすいものにして、弊害が出ないような制度設計を望むような強い要求があってもいいのではないか。
- ・ DSTが二重課税になることについては解決すべきであり、DSTが課せられる国内で法人税を払っているにも関わらず上乗せ課税が起きているので、DSTの本来の趣旨と実際に起こっていることがずれている場合がある。DSTを設計するときは、閾値の作り方や、対象を絞り込むことについて、検討が必要ではないか。
- ・ DSTというのが一体何に対する課税なのか、まずこの辺からしっかり説き起こしていかなくてはいけないのではないか。それに応じて、どのように二重課税を排除していくのかということも決まってくるのではないか。
- ・ DSTを限定的に考えていくと、インド平衡税はDSTとは言えず、OECDの議論で国際合意ができたとしても、インド平衡税はDST撤回の流れから、すり抜けられてしまうことも起こりかねない。このため、言い方については、国際的には一国主義的なものは全て排除するというぐらい思い切って網を広げておく必要があるのではないか。
- ・ DSTにしろ、利益Aにしろ、いずれにしても実務負担はかなり生じてくるというおそれがある。オンライン広告閲覧者のIPアドレスが良く分からないという技術的問題への対応に要する負担も重いことに加えて、ソースルールについて実務負担が大きいと思っており、リアルなものを販売するにしても、独立販社がいっぱいあるという場合、どこまで最終消費地を追い切れるのかという問題もある。さらにクラウドコンピューティングサービスのようにBtoBtoCといったサービスになってくると、エンドユーザーの情報が分かりづらいということで、どうやってソースを決めるのかということは実務上問題になってくる。どういう形態の課税が行われるにせよ、できるだけ簡素なものにしていくことが非常に重要ではないか。

【閉会】

(田近座長、木尾課長より簡潔に挨拶)

○研究会後に委員から寄せられた追加コメント

- ・ CFBにおける市場国への適正な利益配分に関しては、これまでも相当気を使って取り組んできているのが現状。実際に、過去海外現法所在国で課税を受け、相互協議による救済をお願いしたり、後続年度をAPAでカバーしたり、それ以外でも、月次での利益状況モニタリング、期末価格調整フレームワーク確立、精巧な移転価格文書準備等、会

社として相当な時間を割いている。こうした状況下、とりわけ実務対応面で、「利益Aによる弊害がより生じないような配慮が必要」という点は正に同意。

- D S Tについては、先月の米国提案を踏まえて、O E C Dにおける第1の柱における直近の議論状況もよく注視しながらの対応が重要。仮に何らかの形で年央合意を見る場合には、条約にて批准されるタイミングを待たず、ユニラテラルなアクションは即時凍結されるべき。そのような形での合意を強く期待。
- 不測の事態に展開した際でも機動的に動けるよう、protectiveに導入準備を検討する事は反対しない。一方で、D S Tの「具体的な徴税方法とその妥当性検証」がどう図られるのか明確化が必要。
- 各国が異なる定義のD S Tを導入することによる混乱、二重課税・三重課税の問題、法人所得課税ではないことによる租税条約が不適用となる問題等が懸念されるため、各国独自にD S Tを導入するのではなく、国際的な枠組み(Pillar1)に基づき協調導入していくという立場を維持することが望ましいと考える。
- Pillar 1につき国際合意がまとまることが一番望ましいが、仮にPillar 1がまとまらない、又はまとまっても制度構築に相当時間がかかるということであれば、我が国だけがG A F Aのようなデジタル・プラットフォーマーに対して十分な課税ができないということでは、日本経済にとって、各国との比較においてlevel playing fieldの状態が確保できないということにもなりかねない。従ってその場合に備えたprotectiveな措置という観点で、我が国でもD S Tがいつでも導入できるような議論自体は十分進めていくべき。

(以上)

お問合せ先

貿易経済協力局 投資促進課

電話：03-3501-1662

FAX：03-3501-2082